

福祉第3172号

裁 決 書

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]
上記代理人 成年後見人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

令和元年12月25日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和元年9月19日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1 平成6年8月30日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、当時の居住地を所管する実施機関に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、同日付けて保護が開始された。

その後、請求人が転居したことに伴い、平成27年12月1日から、処分庁が請求人の保護の実施機関となった。

2 平成29年8月に国民年金法（昭和34年法律第141号）等の改正により年金の

受給要件が緩和され、請求人に年金受給権が発生したため、平成29年10月18日、処分庁の職員は、請求人の成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、請求人の老齢年金の申請（以下「本件申請」という。）を行うよう依頼した。

- 3 平成30年2月26日、処分庁の職員が、後見人に対し、本件申請の状況を確認したところ、後見人は、請求人が申請書類を紛失しているため、まだ申請できていない旨を回答した。処分庁の職員は、後見人に対し、可能な限り早期に本件申請を行うよう依頼するとともに、請求人が老齢年金を初めて受給する際に、平成29年9月以降分がまとめて支給されることとなるため、保護費での調整又は返還が必要となる旨を説明した。
- 4 平成30年9月14日、処分庁の職員は、後見人に対し、本件申請の状況を確認したところ、後見人は、本件申請の手続が進んでいない旨を回答した。処分庁の職員は、後見人に対し、請求人が老齢年金を遡及して受給した際は保護費の返還が必要となることを改めて説明し、可能な限り早期に本件申請を行うよう依頼した。
- 5 令和元年9月3日、後見人は、処分庁に対し、老齢基礎年金の支払通知書を提出し、処分庁は、同年7月及び8月に合計47万3,766円の老齢基礎年金（以下「本件年金」という。）が請求人に支給されたことを確認した。
このとき、後見人は、本件年金を処分庁へ返還せずに後見報酬相当額として受け取りたい旨を処分庁の職員に相談したところ、当該職員は、年金受給権の発生時に速やかに手続を行っていれば本件年金の受給期間当初から本件年金が収入認定されていたものであり、本件年金の全額が返還対象となる旨を説明した。
- 6 処分庁は、請求人に支給した平成29年9月以降の保護費の額が本件年金の額を上回っていたことから、令和元年9月19日付けで、請求人に対し、本件年金の全額に相当する保護費47万3,766円を法第63条の規定に基づく返還額と決定する処分（以下「原処分」という。）を行った。

7 請求人は、原処分を不服として、令和元年12月25日、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 原処分は、必要経費が全く考慮されておらず、処分庁から後見人に対し、当該必要経費の取扱いに関する説明が一切なかったこと。
- (2) 請求人は、後見人に支払うべき報酬の原資を有せず、また、請求人が現実に老齢基礎年金を受給できることとなったのは、後見人の尽力によるものであるところ、本件年金の全額に相当する保護費を処分庁に返還させることは、後見人が請求人から後見報酬を受ける機会を奪うものであること。

2 処分庁の主張

原処分は、次の理由により、適法かつ正当である。

- (1) 請求人が平成29年8月に老齢基礎年金の年金受給権を得てから本件年金を受領するまでの間、資力がありながら保護を受けていたことは、明らかであること。また、資力の認定に当たり、具体的な金額が示されていない後見報酬の額を、必要経費として考慮することもできないこと。
- (2) 年金を遡及して受給した場合の費用返還額は、適時に年金の請求手続を行い、定期的に支給される年金の全額を収入認定されている被保護者との公平性の観点から、遡及して受給した額の全額となることを原則としており、年金の請求手続が遅れた請求人についてのみ、要返還額から後見報酬の額を自立更生費として控除することはできないこと。

理由

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとともに（法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている（同条第2項）。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護費の返還に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を定めており、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。

(3) 他法他施策の活用について

保護の実施において、他の法律又は制度による保障、援助等を受けること

ができる者については、極力その利用に努めさせることとされており（次官通知第6）、国民年金法については、特にその活用を図ることとされている（局長通知第6の23）。

（4）年金の収入認定に関する処理基準について

恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされているが（次官通知第8の3(2)ア(ア)）、これらの収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額（以下「実際必要額」という。）を認定することとされている（同(イ)）。

（5）法第63条に関する処理基準について

ア 法第63条に基づく返還額の決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされているが（問答集問13-5(1)）、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている（同(2)）。

イ 遷及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについて

年金を遷及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められるため、次のように取り扱うこととされている（課長通知1(2)）。

（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遷及

して年金を受給した場合は、次の取扱いを説明しておくこと。

- a 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること。
 - b 当該費用返還額は原則として全額となること。
 - c 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められること。
- (イ) 原則として遡及して受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。
- (ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。

2 判断

本件において、処分庁は、後見人から提出された老齢基礎年金の支払通知書により、請求人が本件年金を遡及して受給していることを確認したことから（前記「事案の概要」の5）、前記1(5)の処理基準に基づき、本件年金の全額に相当する保護費を法第63条の規定に基づく返還額とする原処分を行ったことが認められる（前記「事案の概要」の6）。

これに対し、請求人は、原処分について、必要経費が全く考慮されていないものであることや、後見人が請求人から後見報酬を受ける機会を奪うものであることから、違法又は不当である旨を主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の1）。

この点、保護の実施において、老齢基礎年金等の国民年金法に基づく年金は、特にその活用を図ることとされており（前記1(3)）、年金を遡及して受給した

場合、その年金収入は、原則として、全額返還対象となるものであるが（同(5)イ(ア)b）、当該年金収入の認定に際しては、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、実際必要額を経費として、収入から控除することとされていることから（同(4)）、後見人による年金の申請手続の際に生じる実際必要額は、当該年金収入の認定に際して控除することができると解するのが相当である。

他方、処分庁自らが後見人に本件申請を依頼していることからも、本件申請の手続の際に実際必要額が発生する可能性があることは容易に想定できたと考えられるところ、処分庁が年金収入から実際必要額を控除することの可否を検討した事実や後見人に当該控除について説明したような事実は認められない。

このような事情を勘案すると、本件年金の全額に相当する保護費を法第63条の規定に基づく返還額とした原処分は、その判断の過程において考慮されるべき実際必要額の検討等がなされておらず、法の趣旨及び処理基準に照らして妥当性を欠くとの評価から、違法かつ不当なものとして取消しを免れない。

したがって、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

なお、反論書や口頭意見陳述等によると、後見人が述べているような後見報酬については、本件年金を得るために必要な経費とはいえず、本件年金の収入の認定に当たり、実際必要額として控除することは困難と考えられ、また、本件においては、請求人の自立を著しく阻害するとして、原処分による返還額から後見報酬に相当する額を控除しなければならない特段の事情も認められ難いことを、念のため申し添える。

令和3年（2021年）1月28日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

